

飛島村請負業者等選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、飛島村請負業者等指名審査会設置要綱（平成21年訓令第79号）

第1条に定める飛島村請負業者等指名審査会（以下「審査会」という。）における業者の選定（以下「選定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定の対象等)

第2条 選定の対象とする発注の種類は、次のとおりとする。

- (1) 130万円を超える工事又は製造の請負業務
- (2) 50万円を超える設計、監理、調査、測量その他の委託業務

2 業者の選定にあたっては、次の事項に留意して適正に選定しなければならない。

- (1) 履行中の契約件数及び契約高
- (2) 契約の履行実績（工事又は業務の成績及び技術力）
- (3) 労働及び福祉に関する状況
- (4) 倒産等に関する情報
- (5) 経営の規模
- (6) 業務の施行能力

(建設工事にかかる選定)

第3条 審査会の会長は、発注する工事の種類に応じた建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可を有する業者を選定しなければならない。

2 審査会の会長は、前条第1項第1号に掲げる業務のうち、土木一式工事、舗装工事、浚渫工事、鋼構造物工事、水道施設工事、造園植栽工事及び一般建築工事（以下「建設工事」という。）について、発注金額に応じた等級（以下「等級」という。）を定め、あらかじめ業者を等級毎に格付けしておき、当該工事の発注金額に応じた等級に属する業者を選定するものとする。ただし、会長が必要があると認める場合は、当該工事の発注金額の等級の上位の等級又は下位の等級に属する業者を選定することができる。

3 前項に定める等級及び指名すべき者の数は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める表のとおりとする。

- (1) 一般土木工事 別表第1
- (2) 舗装工事 別表第2
- (3) 浚渫工事、鋼構造物工事及び水道施設工事 別表第3
- (4) 造園植栽工事 別表第4
- (5) 一般建築工事 別表第5

(選定基準の特例)

第4条 審査会の会長は、次の各号のいずれかに該当する建設工事については、等級の区分にかかわらず、業者を選定することができる。

- (1) 災害復旧等で緊急又は短期間で完了する必要がある工事
- (2) 地理的条件を勘案して業者を選定する必要がある工事
- (3) 特定の機械又は技術を必要とする工事
- (4) 特異な工事

(委託設計にかかる建設工事についての業者選定)

第5条 審査会の会長は、委託設計にかかる建設工事については、当該工事の設計受託者及び当該設計受託者と資本又は人事面等において関連があると認められる業者は、原則として選定しないものとする。

(委託業務の指名業者数)

第6条 第2条第1項第2号の発注に際して指名すべき者の数は、別表第6によるものとする。

(選定の内申)

第7条 業者の指名選定は、事業部局の課長又は所長の内申に基づき行うものとする。

(随意契約者の選定)

第8条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2の規定に基づき随意契約者を選定するにあたっては、随意契約の理由その他の条件を勘案して適正な業者を選定するものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、選定に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(飛島村請負業者等選定要領の廃止)

2 飛島村請負業者等選定要領（昭和57年訓令第2号。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の日の前日までに、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成27年2月26日訓令第3号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

一般土木工事

等級	発注基準	業者数
A	3,000万円以上	7業者以上
B	1,000万円以上3,000万円未満	6業者以上
C	500万円以上1,000万円未満	5業者以上
D	500万円未満	5業者以上

別表第2（第3条関係）

舗装工事

等級	発注基準	業者数
A	2,000万円以上	7業者以上
B	500万円以上2,000万円未満	6業者以上
C	300万円以上500万円未満	5業者以上
D	300万円未満	5業者以上

別表第3（第3条関係）

浚渫工事、鋼構造物工事及び水道施設工事

等級	発注基準	業者数
A	4,000万円以上	7業者以上
B	1,000万円以上4,000万円未満	6業者以上
C	300万円以上1,000万円未満	5業者以上
D	300万円未満	5業者以上

別表第4（第3条関係）

造園植栽工事

等級	発注基準	業者数
A	2,000万円以上	7業者以上
B	500万円以上2,000万円未満	6業者以上
C	200万円以上500万円未満	5業者以上
D	200万円未満	5業者以上

別表第 5 （第 3 条関係）

一般建築工事

等級	発注基準	業者数
A	3 億円以上	7 業者以上
B	1 億円以上 3 億円未満	6 業者以上
C	2,000 万円以上 1 億円未満	5 業者以上
D	2,000 万円未満	5 業者以上

別表第 6 （第 6 条関係）

委託業務

発注基準	業者数
2 億円以上	7 業者以上
3,000 万円以上 2 億円未満	6 業者以上
50 万円以上 3,000 万円未満	5 業者以上